

02
1351
48-05


齋川貞次編輯

古物商取締條例並

石川縣古物商取締細則

註解

悠久堂刊行

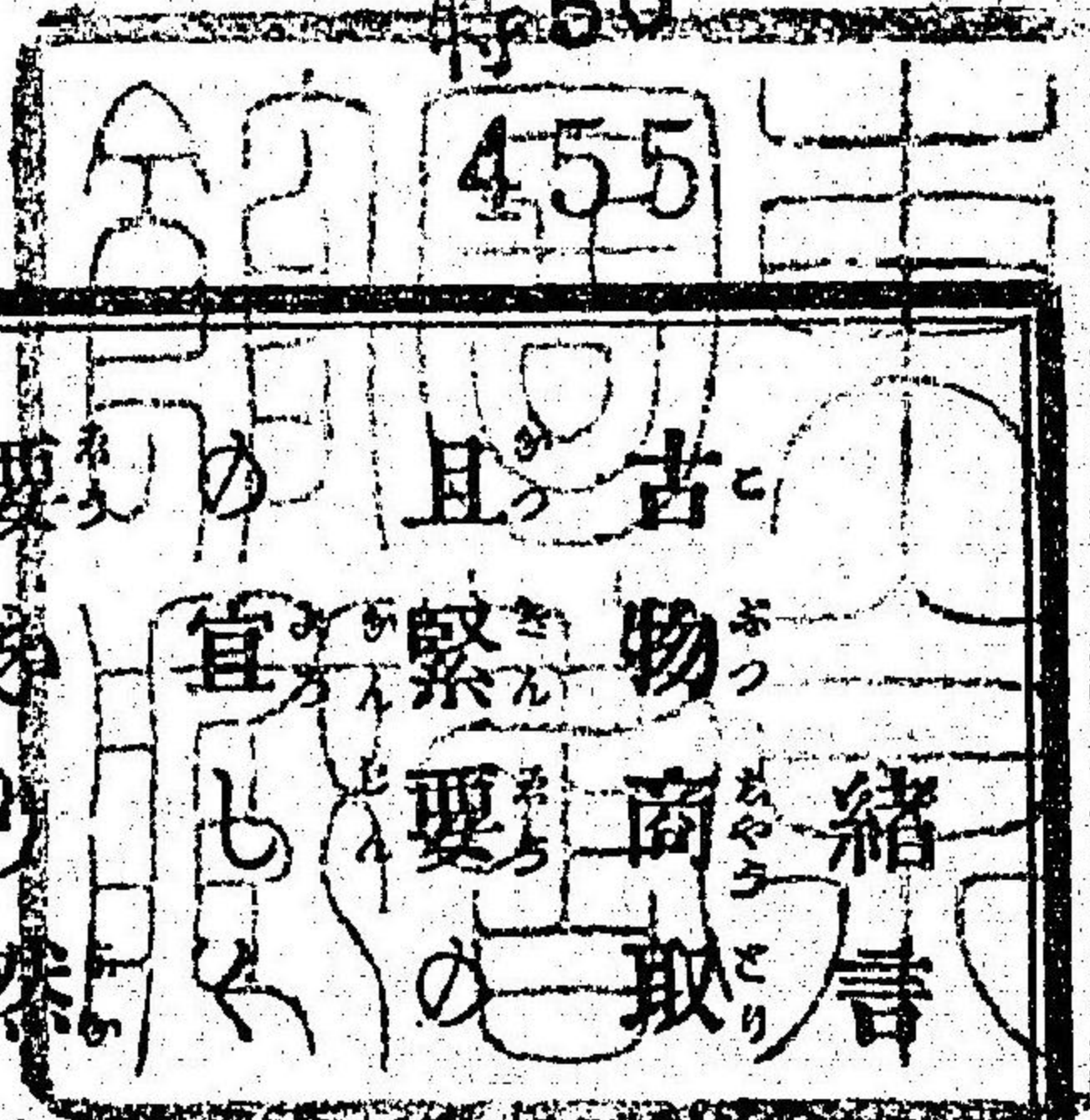


3E-81

CZ
1451
28-05

特50

455



んか爲極めて卑近ある文字を用ふる故に之を
 を著すに至る是誠よ丁稚婦女の了解し易から
 んとするなり余爰に感あり則に應し此註解
 解を附せんあを乞ふ蓋全業者の爲に煩た
 て金澤區古物商取締の人々相謀り各條毎に註
 を誤解し犯則の罪を蒙るの徒無きを保せず依
 要あり然るに營業者の多き動もすれば其主意
 の直し之を熟知し片時も忘るへからこれ肝
 且緊要の
 古物商取締
 緒言
 締り例全細則たるや頗る詳密にして

一讀し自ら條例細則を恪守するに念愈に深きを覺ゆるものあらば幸甚讀者諒せよ焉

明治十八年一月

編者識

第五拾號

古物商取締條例別冊之通制定シ明治十七年二月一日ヨリ施行ス

右奉 勅旨布告候事

太政大臣三條實美

明治十六年十二月廿八日

内務卿 山縣有朋

別冊

古物商取締條例

古物商取締條例とは總て古物物品を賣買する商人營業上取締の爲め夫々箇條を立て盜品拾ひ物などの不正物を取扱ふ惡弊を防止品物出所等を明らかとする爲め設けられたる規則あり

第一條 古物商トハ古道具古本古書畫古着古銅鉄遺金銀ヲ賣買スル
營業者ヲ云フ

袋物屋小間物屋鼈甲屋時計屋飾屋箔打屋煙管屋ニシテ其營業ニ屬
スル古物ヲ賣買交換スル者及ヒ刀劔商ハ此條例ニ準據スヘシ

此條例は先づ此條例に於て古物商とはこれくの者てあると云ふことを取極められ
たるものなり其古物商とは種々雑多の古道具古本古書類掛物其他の古書畫類遺金銀
類古銅鉄又は古金銀等の物品の賣買を營業とするものを古物商と云ふなり

又右の外袋物屋小間物屋鼈甲屋時計屋飾屋箔打屋煙管屋にして其營業に附屬する所
の古物を賣買或は交換

(互に物品と物品とを交易する)する者と及び刀劔を商ふ者
ことあり以下之に倣へ

は何れも古物に關係する者なれば此條例に準據して前項の古道具商等と全様に此條
例の支配を受けよとの事あり

第二條 古物商ハ管轄廳東京府ハノ免許ヲ受クヘシ

此條例は第一條中の營業を初むるときは地方廳の免許を受けよとの事あり併し東京

府下は警視廳に願出免許を受くるなり此管轄廳とは營業を始むるもの原籍寄留に

係はらず凡て其營業する土地の府縣廳を指す事なり假令は金澤の者か金澤に於て營

業するときには申すまでもなく京都の住人か北金澤に寄留し金澤にて營業するとき

は石川縣廳の免許を受け又金澤の者か福井縣下に於て營業するときには福井縣廳の免

許を受けよとの事あり但此出願手續等は細則第一條に詳あり

第三條 古物商物品ヲ賣買シ又ハ交換シタルトキハ警察官ニ於テ其
物品及ヒ賣主讓主ヲ調査スルニ差支ナキ様簿冊ニ記載シ且買主讓
受主ヲ詳ニスルコトヲ得タルトキハ之ヲ記載スヘシ

此條例ハ帳面の記載方明瞭なるを必要とする掟あり

警察官に於て犯罪取締又は捜査する爲め又は其他の都合に依り第十三條にもある如く何時にても其古物商人が賣買し又は交換したる所の物品を改め又は賣主讓主を調査せらるゝことあり故に此時に差支なき様其度毎に明細に買先又は讓受先の住所姓名及物品の種類を記載し置くあり又賣渡讓渡するもの、姓名住所が分りたる者は矢張り記し置くことあり但記載方は細則第十二條に詳あり

第四條 身元詳ナラサル者ヨリ物品ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得ス但身元詳ナル者其證人タルトキ又ハ警察官若クハ巡查ノ認可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

此條は物品の出所行先且つその來歴等を明らかにするは取締上必要なる故設けたるものあり

何處の人やら如何ある者やら素性確に知れざる者よりは決して物品を買取り又は交

換することは出來ぬあり但素性のたしかあるものか保證人とあるか又は警察官若くは巡查より之を買取り又は交換しても差支なしとの認可を受けたるときは其身元の分らざる者より買取り又は交換することか出來るあり

第五條 十五年未滿ノ者白痴瘋癲者及ヒ雇人(雇主ノ家ニアル者)ヨリ物品ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得ス但父母後見人雇主又ハ身元詳ナル者其證人タルトキハ此限ニアラス

官廳、町村、學校、病院、社寺、會社、ノ印章記號アル物品ハ其實却シ得ヘキコトヲ證明スル證人二名以上アルニ非サレハ之ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得ス

前二項ニ違背シタル者ハ警察官ノ命ニヨリ無代價ニテ物品ヲ取戻サル、コトアルヘシ

此ヶ條ハ一人前の智慧なき者又は雇人杯より物品を買取り交換する事と官廳及び學校等の印ある物品を買取り交換することは嚴重にすへき事を定られたるあり
満十五年に至らぬ子供白痴の者(俗に云ふ)瘋癲の者(俗に云ふ)氣(俗に云ふ)雇人(俗に云ふ)奉公人のこの家に仕わ(俗に云ふ)等より品物を買取り又は交換する事は決して相成らぬ譯あり然れども子供白痴瘋癲の者あると父母又は後見人其他身元體ある人か保證するに於ては差支なし雇人かれは其主人に於て證人に立ては買取り交換するも差支はなし
官廳とは上太政官より下戸長役場に至る諸役所を云ふ此役所の記名印判等ある品物を始として何村何町何學校何病院何神社何寺院何會社の名目を記しあるか又は其印章を押してある品物を買取り又は交換するときは隨ある二人以上証據人とあり此品は斯々の次第により賣拂ひ又は交換するありと明かに事柄の分りたる以上は差支なし然らざれば一切買取り又は交換することは勿論相成らざるあり

若し前二項の規則に違背し夫々の証人もかくして物品を買受けたり交換したるものは警察官の命令に依て直ちに無代價にて所有主へ取戻さるゝ事あるあり

第六條 古物商ハ營業者タルト否トヲ問ハス盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九拾九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者ヨリ物品ヲ買取り又ハ交換シ及寄藏スル并ハ警察官ノ許可ヲ受クヘシ違フ者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮又ハ三拾圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス此ヶ條は己に惡事を爲したる者は復た惡事を爲すの恐れなきにあらざる故に一入之を嚴重にするため設けられたる者あり

古物商人は相手方(物品の賣主又は)譲主を云ふ(か其道の營業者であるも又は營業者てなく素人であるも其者か盜罪)盜罪とは強盜と詐欺取財の罪に依り處分を受け又は刑法第三百九十九條第四百一條(強盜竊盜又は詐欺取財等の品物たることを知て貰ふたり)に依り預りたり賣買の口入れ取次を爲したる者を罰する條あり

て處分を受たるものであるときは其物品は盗品か詐欺品か或は遺失物等の不正品
かも計り難きに付能々詮議すへきものあり故に右の者共より物品を買取るか交換す
るか又は頼まれて寄藏するには必ず警察官に申出其許可を受けねば相成らず若し
其許可を受けずして密かに買取るか交換するか寄藏するに於ては一ヶ月以上三年以
下の重禁錮に處せらるゝか又は三十圓以上三百圓以下の罰金かに處せらるゝ上事に
依れば第十五條の特別取締に付せらるゝ事あり能々注意すへき事あり

第七條 古物商ハ自宅又ハ許可ヲ受ケタル市場及ヒ賣主讓主ノ居室
ノ外ニ於テ物品ヲ買取り又ハ交換スルコトヲ得ス

此條は營業する場所を定められたるものあり

古物商人が扱ての物品を買入又は交換するは自分の店か又は豫て許可を受けたる市
場及ヒ物品の賣主讓主の居室に限るとあり此外の場所に於て一切物品を買取ること

も交換することも相成らざるあり但市場願方杯は細則第十八條に詳あり

第八條 刀劔又ハ之ヲ仕込ミタル器具ハ身元詳ナラサル者及ヒ盜罪
賭博ノ所斷ヲ受ケタル者ニ賣渡讓渡シ又ハ露店及ヒ路傍ニ於テ賣
渡讓渡スコトヲ得ス

此條は刀劔又は刀劔を仕込みたる器具則杖刀の類を猥りに入手に渡さぬ様に取締
するため設けられしあり

刀劔類は元來兇器と云ふて人によつて手に取るも畏ろしき様に思ふ物品あるか故に
之を誰彼の差別なく無暗に人の手に渡すときは之を以て或は危害ある勳を爲す者
あきやも計り難きに付き何處の誰やら如何なる素性の人やら更に其身元の分らぬ者
には勿論假令身元の分りたる者にても一旦強盜か竊盜か又は賭博を爲せしに因り處
分を受けたる者等には決して之を賣渡したり又は讓渡したりすることは相成らぬ也

り又假令身元の判然とありたる者ても露店や路傍に於ては賣渡し讓渡すことは一切相成らずと定められたり

第九條 古物商物品ヲ他府縣ニ運送セントスルトキ又ハ他府縣ヨリ受取リタルトキハ其物品ノ目錄ヲ所轄警察者ニ届出ツヘシ

警察官ハ時宜ニ依リ荷作ヲ解キ物品ヲ検査シ之ヲ差押フルコトアルヘシ但費用ハ届人之ヲ擔當スヘシ

此ケ條は古物商人か他府縣下の者と物品を取造りするときはその手續を示せしものあり物品を賣買するか又は交換する爲め他府縣下の者へ運送せんとするとき又は他府縣

下の者より運送せしを受取しときは必ず其物品目錄を拵へ所轄警察署
し地の警署ありへ届出つへとあり例へは金澤區に於て營業免許を受けし商人か京都か若

自分營業
免許受け

くは大坂の人に物品を運送するとき又は此等のより物品を運送せしを受取しときは其物品の名や員數等を記載したる目錄を認め金澤警察署へ差出すの類あり此届出方及目錄の認標は細則第十六條に詳あり見合すへし

右の場合に於て時の模様依り警察官は其荷作りを解き物品を検査せらるることあり又品に依れば其物品を差押ふるともあるあり但し其荷作りを解き又は其解きたる荷物を更に作り直す等の入費は惣て届出たる商人に於て支拂はねは相成らざるあり

第十條 贓物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日時ヲ其品觸寫書ニ附記スヘシ

此ケ條は不正品の品觸書か到達せし年月日等は次條にもある如く最も必用あるか故に之を明瞭にする爲めに設けられたるものあり

品觸書か到達せしときは之を寫取るは勿論尙ほ到達せし年號月日時刻迄も其寫書に

附記すへきあり此記載方は細則第九條に詳あり見合すへし

第十一條 品觸到達以後一年內ニ類似ノ物品ヲ買取り又ハ交換シ及
ヒ寄藏シタルトキ若クハ其以前ニ之ヲ得タルマ、所持シタルトキ
ハ直ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ若シ届出テスシテ其理由ヲ辯解ス
ルコト能ハサル者ハ第六條ノ刑ニ同シ

此ケ條は品觸書の品に類似の物品ありし場合の手續を示せる者あり
品觸書の到達則ち承知せしときより一年内に其品觸書の品に類似の物品を買取るか
又は交換するか及び寄藏して自分の手に入りたるるとき若くは前より手に入りある物
品が品觸書に適當するときは其旨を直ちに所轄警察署へ届出てねは相成らす若し之
を届出ずして後日其筋より尋ねを受けたるとき其申開きの出來されは第六條に定め
られたる通りの刑罰に處せらるゝあり篤くと注意すへし

第十二條 物品ノ賣買交換ヲ記載シタル簿冊及ヒ品觸寫書ハ十年間
保存スヘシ若シ亡失シタルトキハ直チニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

此ケ條は商業上緊要なる帳面の保存方を定められたるあり
物品 賣渡 讓渡又は買入讓受帳面及び品觸寫書は取締上のみならず營業上肝要の
帳面故十年の間保存し置くべきことあり假令は明治十七年一月附込みし帳面并に品
觸を寫たる帳面は明治廿七年一月中迄保存致し置かねは相成らぬ事あり

第十三條 警察官ハ何時タリトモ古物商ノ店舖ニ臨ミ物品及ヒ簿冊
ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ其物品ヲ差押ヘ又ハ時々簿冊ヲ差出サシ
メ之ヲ検査スルコトアルヘシ古物商ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

此ケ條は警察官に於て時々物品や帳面等を検査せらるゝ旨を示されしあり
警察官は取締の爲め物品や營業上の諸帳面を検査せねはならぬ時は晝夜の區別

かく何時にても古物商の店補に出張せられ検査を爲し又都合に依れば其物品を差押ふることもあるなり又時々諸帳面類を警察署へ取寄せて検査することもあるなり總て斯様ある時には警察官の命令を拒み品物や帳面を見せぬ出さぬと云張ること
はからぬとの事あり

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條ニ違背シ又ハ詐偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

此ヶ條は此條例に違背せし者を處罰する箇條を定められしあり

即ち此條例中第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條の規則に違ふもの又は詐欺の届とて例へは第九條にもある如く警察署へ届出る物品の目録に白きものを黒しと書き二つのものを一つと書くか如き總て詐欺の届出を

爲したる者は二圓以上二百圓以下の罰金に處せらるゝとの事あり

第十五條 第六條第十一條第十四條及ヒ刑法第三百九十九條第四百一條ノ所斷ヲ受ケタル古物商ハ管轄廳東京府ハ 警視廳ニ於テ三月以上三年以下ノ特別取締ニ付スルコトヲ得

此ヶ條は一度刑に處せられたる古物商人を一入嚴重に取締する爲め設けられたるものあり

條例に違背し第六條第十一條第十四條に依り重禁錮か又は罰金に處せられ及ヒ刑法第三百九十九條全第四百一條刑法第三百九十九條全第四百一條は強盜竊盜又た詐欺取財の品物たることを知りて貰ふたり預りたり賣買の口入れ取次をかしたるものに依り御處分を受けたる古物商は此後とも通常の取締規則のみにては逆も取締の法かつかさるゆへ東京は警視廳其他は府縣廳にて三月以上三年以下の間に於て最も相當と見込む期限間例へは此者は一年又彼者は一年半と云

ふ様に夫々情の輕重に從て一層嚴しき特別取締に付する者あり此特別取締の規則は即ち次の第十六條に定められたり

第十六條 特別取締ニ付セラレタル者ハ尙ホ左ノ項目ニ從フヘシ

- 一、物品ヲ買取り又ハ交換シタルトキハ其賣主讓主ノ住所氏名年齢及ヒ物品ノ形狀徽章番号柄模様損所ノ類ヲ云フ價額年月日時ヲ簿冊ニ記載スヘシ
- 二、日出前日歿後ハ物品ヲ買取り又ハ交換シ及寄藏スルコトヲ得ス
- 三、營業者ニアラサル者ヨリ物品ヲ買取り又ハ交換シタルトキハ其物品ヲ原狀ノ儘五日間保存スヘシ
- 四、物品ヲ賣渡シ又ハ交換シタルトキハ其物品ノ形狀價額年月日時ヲ簿冊ニ記載シ且買主讓受主ノ住所氏名年齢ヲ知り得タルトキハ之ヲ記載スヘシ

五、毎月一度物品賣買交換ノ簿冊ヲ所轄警察署ニ差出シ其検査ヲ受クヘシ

六、住所ヲ移轉シ又ハ旅行シ又ハ他人ヲ宿泊同居セシメントスルトキハ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ

此條は即ち前條に述べたる特別取締の規則あり

特別取締に付せられたる古物商は通常古物商たるものゝ守るべき規則は申に及ばず尙本條の第一項より第六項迄の規則をも守らねば相成らざるあり

第一項は物品を買取り又は交換せしむる其賣主讓主の住所氏名年齢及物品の形狀即ち徽章番號柄模様損處の類且つ價額年號月日時刻等を一一帳面に記載し置かねばならぬことあり

第二項は夜分は勿論夕方或は夜明方の如き薄暗さ内には物品を買取りたり交換した

り寄藏したりする事はあらぬと云ふことあり

第三項は惣て營業者にあらざる素人より物品を買取るか又は交換したるときは其品物に手をつけず其まゝ五日の間大切に仕舞置かねはあらざるあり尤も五日の間保存せし上は賣拂ふとも毀つとも如何するとも勝手次第あり

第四項は物品を賣拂ふか又は交換したるときは其物品の形狀代價年號月日時刻までも悉く帳面に記載し且つ買主讓受主の住所氏名年齢か知れたるときは之も記載し置かねはあらざるあり

第五項は毎月一度宛物品賣買交換の帳面を所轄警察署に差出し検査を受くへことあり但し特別取締に付せられたる者の帳面は細則第十五條に詳あり見合すへし第六項住所を移轉し又は旅行し又は他人を自分の家へ宿泊同居せしめんとするときは前以て其趣を所轄警察署へ届出認可を受けよとのことあり

第十七條 前條ニ違背シタル者ハ三圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

此ヶ條は前條即ち第十六條の規則を犯す者を罰するの條あり
前條第一項より第六項までの内一廉たりとも違背したるに於ては三圓以上三百圓以下の罰金に處せらるゝあり

第十八條 特別取締ニ付セラレタル者第六條第十一條第十四條第十七條ニ依リ罰金ニ處セラレタルトキハ直チニ之ヲ納完セシム若シ納完セサル者ハ留置セラル、コアルヘシ

此ヶ條は特別取締に付せられたる者か再び此條例に違背せしに依り申付られたる罰金の上納期限を定めしものあり
凡そ罰金は刑法第二十七條に依り一月内に上納せは宜きものありと雖も特別取締に付せられたる者に條例第六條第十一條第十四條第十七條に依り罰金を申付られ

たるときは其罰金の多少に限らず直ちに納完せしむるあり若し直ちに納められぬ者は留置場に留め置かるることあるとの事あり

第十九條 古物商一年内ニ此條例ヲ再犯シタルトキハ行政ノ處分ヲ以テ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

此ケ條は一年内に此條例を再度違背せし者は營業を差止めらるる旨を示せしものあり

一年内二度條例を違背せし者は行政の處分にて裁判所に關わらず地方長官

(東京府は警視總監)より其所爲情狀により營業を差止めらるるあり停止云ふは一時其

營業を止めらるる事にて禁止とは幾月幾年とも期限なく營業を差止めらるる事あり能く注意すへし

第二十條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

此ケ條は此條例に於て數罪俱發の例を用ゐざる旨を示せしものあり

刑法にて數罪俱發といふ事わり數多の罪を犯し其數多の罪が全時に發覺するときは其内の重き罪のみを罰し輕き罪は罰せられざる例あれども此條例に於ては數罪を犯せば其罪の數に應し一々罰せらるるあり

第廿一條 此條例ヲ犯シテ買取リ又ハ交換シタル物品贓物ニ係ルモノハ營業者ニ依ルト否トヲ問ハス警察署ニ於テ之ヲ追徴シテ被害者ニ還付スヘシ若シ被害者知レサルトキハ之ヲ領置シ一年ノ後官沒ス

此ケ條は此條例を犯して買取り又は交換せし物品が不正でありしときこの處分方を定められたるものあり

此條例を犯して買取り又は交換して自分の手に入りし物品が不正品でありしときは

其物品の買先又は譲主が營業者であるか素人であるか何にしても都て警察署より其物品を取揚げて被害者に還付し若し被害者の誰たるを知らざるときは一年の間警察署に預り置き尙ほ知れざるときは官に没収せらるゝあり

第廿二條 商業上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖モ營業者其責ニ任スヘシ

此ヶ條は古物商免許人は家屬又は雇人の所爲ありとも惣て其責を受くる事を定められたるものあり
故に家内の者又は召仕奉公人と雖ども商業止不都合の廉あるときは是へて免許を受けしものか其處分を引受くへき者あり

第廿三條 此條例ヲ施行スルノ方法細則ハ警視總監府知事東京府令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ツヘシ

此ヶ條は此條例を施行するに付細々しき規則や手續を定むる事を示されたるものあり
即ち東京府は警視總監其他は府知事縣令に於て便宜に取設けて内務卿に届出てよとのことあり故に石川縣に於ては内務卿へ届濟の上細則を設けられし所以あり

甲十三番

古物商取締條例第二十三條ニ依リ取締細則左之通相定候條此旨布達
候事

但明治十五年甲九十六番布達古着商取締規則及同年甲九十七番布
達古道具商取締規則ハ廢止ス

明治十七年二月一日

石川縣令岩村高俊

古物商取締細則

此細則と云ふは條例第二十三條に據り地方廳に於て條例を施行するに付定められた
る者なり

營業創廢えいぎやうさうばいに關する事や帳面の記載方又は組合設け様杯種々營業上じやうぎやうじやう肝要かんようある細か

しき規則にて石川縣の管内に於て營業するものは條例と共に遵守すべき者あり

第壹條 古物商營業ヲ爲サントスルモノハ第一號書式ニ照準戸長役

場及ヒ郡區役所ヲ經由シ所轄警察署へ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

此ケ條は古物商を創めんとするものは開業願書を差出手續を示される者あり

古物商とは則條例第一條の各營業の事にして其營業を始めんとするものは所轄

警察署に願ひ出るあり其願書認方は第一號書式に準ひ本紙添紙二通り全し様に認

め組合取締人の連印を以て營業せんとするケ所の戸長の奥印を受け其郡區役所を經

て警察署へ差出し免許の指令と共に鑑札を受くる手續あり

第二條 廢業ノモノハ前條ノ手續ニ據リ鑑札返納スヘシ

此ケ條は古物商を廢業せしむる鑑札を納むる手續あり

營業を止めしむるは其趣を書面に認め免許鑑札を取添へ組合取締人連印の上前條

の如く戸長役場等を経て所轄警察署へ届出る事あり

第三條 轉居改名又ハ鑑札ヲ遺失シ或ハ毀損シタルモノハ其事由ヲ

詳記シ第一條ノ手續ニ據リ更ラニ鑑札ヲ受クヘシ

死亡者遺族ノモノ引續營業セントスルモ亦同シ

此ケ條は免許鑑札の書換する場合及ひ其手續を定められたるものあり

營業者住所を替へたり名前を改めたる時又は鑑札を遺失し或は毀損する者は其事柄

を詳かに書き認め第一條ノ規定により取締戸長役場及ひ郡區役所を経て警察署へ願

出て更らに鑑札を受けよとのことあり

免許人死亡し相續人又は其家族のもの引續營業するものも矢張り前の手續に

より出願する事あり

第四條 古物商ハ各警察署所轄毎ニ適宜組合ヲ立ニ便宜ニ依リ分署ノ所轄

シケナ一組毎ニ取締一名副取締一名又ハ數名ヲ置クヘシ

但各商毎ニ組合ヲ立ツヘシ

此ケ條は組合の立方及び取締人の定員を定められたるものあり但組合は商業毎に設けよとの事あり

營業者毎に一警察署所轄内に組合を立るあり併し所轄内の廣し狭し營業者の多し寡しに依り一組又は數組の組合を設け又は分署所轄内の營業者を一組とするも差問さるあり而して其組合に取締といふ役人を同業者の内より撰み置くへし正取締は本役副取締は添役あり一組合には正取締一名副取締は一名され共營業者多き組合には二人置くも差問さるとの事あり

取締人は組合一切の取締を悉し條例并に細則を能く守る様注意し万一心得違の者あれば心切に申聞せ組合内より成へく丈け犯人等と出来ぬ様おすものあり

第五條 正副取締ヲ定ムルハ組合中適宜ノ方法ヲ以テ撰舉シ所轄警察署又ハ分署へ届出認可ヲ受クヘシ

此ケ條は取締人を取極むる手續を示されたる者あり

正取締 副取締を定むるには組合營業者相談の上便宜取極むるあり假令は組合の者

一統か寄り集り撰舉するか又は寄り集まらずして仲間中に撰舉委員とか營業者惣代とかを豫て設け置き其人々か申合せ取極る等の事あり取極めたる人の住所族籍氏名年齢を書き認め營業者一全連印するか又は營業者惣代のある組合は其總代より所轄の警察署へ届出認可を受くるあり併し分署の支配を受くる組合は其分署へ届出認可を受けよとの事あり

第六條 正副取締ノ手数料及ヒ筆墨紙等ノ實費ハ一組合ノモノ協議ノ上支辨スヘシ

其金高ハ所轄警察署又ハ分署へ届出認可ヲ受クヘシ

此ケ條は取締人の手数料并に取締カ事務取扱費の支辨方を定むる手續あり

正副取締の手数料や取締カ事務の取扱に付カ入用の筆墨紙帳面等の諸入費は組合仲

間中か相談の上仕拂する事にて正副取締の手数料は各一ケ年金何程とか又一ケ月金

何程とか其他筆墨等の諸入費は實際の消費高に應シ營業者一人に付何程宛出金する

とか取極め仕拂する事あり其仕拂金高及び手数料は所轄警察署へ届出認可を受くる

あり分署の支配を受くる組合は分署へ届出認可を受けよとの事あり

第七條 各組合毎ニ住所氏名年齢ヲ記載シ各實印ヲ捺シタル組合名簿ヲ製シ取締ノ手許ニ備置クヘシ

此ケ條は取締の手許に組合營業者の名前帳を拵へ置く事あり

組合取締の手許に名前帳を拵へ置き營業者一人毎に本籍住所苗字名前年齢古物商免

許の年月日などを精しく記シ名前の下に當人の實印を押させをくあり尤も營業上に

用ふる仕切判又は認印などもとり置くあり或は特別取締に付せられたる者あると

は當人の名前の上に其趣を精しく記しをく事肝要あるへし

第八條 正副取締ハ所轄警察署又ハ分署ヨリ取締ニ關スル諸達及ヒ

盜難届遺失物等ノ品觸ヲ受ケタル時ハ第二號書式ノ添書ヲ付シ速

ニ組内へ回達シ其終ルヲ俟テ原書ハ警察署又ハ分署へ返納スヘシ

此ケ條は取締人に諸達并に品觸を渡されたるときは組合中へ回達する等の手續を

定められたるものあり

所轄警察署又は分署より組合營業者中へ關わる諸達や盜難品遺失物の品觸を取締人

へ渡されたるときは第二號の書式に準ひ取締人の添へ書をつけ直ぐに組合中へ回達

するあり組合中残らす承知の上は其諸達及び品觸を警察署へ返納し一統承知済の事

を証明するあり分署より達せられたるときは分署へ返納すへし

第九條 古物商ハ品觸控帳ヲ調製シ品觸ノ到達アリタル時ハ即時其控帳ニ騰寫シ添書氏名ノ下へ何月何日何時氏名へ回達スト記載捺印ノ上速ニ回達シ周尾ヨリ取締へ返却スヘシ

此ケ條ハ營業者毎ニ品觸控帳を拵へべき品觸到達すれば之を寫取り順次に回達する手續を定められたるものあり

各營業者は品觸寫帳を拵へ條例第十條に明記せらるる如く不正品の品觸カ自分の店へ到達せし時速かに此品觸控帳に詳らかに寫取り未だ承知せぬ者へ送るあり其之を送るは承知済の爲め取締の添書に第二號書式中の如く自分名前の下に何月何日何時何誰へ回達すると記し實印を押し直くに送くるあり若し自分にて品觸落着かれは前の手續の通り書き認め組合取締へ返却する事あり

此品觸を寫取りをくは條例第十一條に定められたる如く類似の物品を見出すに緊要の書物あれば精密書き認め書損のなき様注意すへし尤も此寫帳は條例第十二條の如く十年間据置くべきものあり

第十條 古物商ハ該取締條例第三條ニ據リ賣買又ハ交換シタル物品等ヲ記載スル爲メ左ノ帳簿ヲ調製シ所轄警察署又ハ分署ノ檢印ヲ受クヘシ

一 物品買入帳

一 物品讓渡帳

此ケ條は條例第三條に基き營業上に用ゐる帳面を定められたるものあり

營業者毎ニ物品買入讓受帳全賣渡讓渡帳を拵へ所轄警察署へ差出し帳面に檢印を受け置き物品買入又は物品を交換し相手方より受取るときは買入讓受帳に

記し又た商 品は 勿論 自己の 所有品と 雖ども 賣渡 或は 交換し 相手方へ 渡すと
きは 賣渡讓渡帳へ 次の 第十一條の 如く 精しく 記載する あり 此帳面は 條例第十二條の
如く 十年の間 据へをくもの 故 取扱 方等 注意すること 肝要あり

第十一條 前條 買入帳ニハ 第三號書式ニ 準シ 買取り又ハ 交換シタル
物品ノ 種類員數價額并ニ 賣主及讓主ノ 住所氏名ヲ 記載スヘシ
身元詳ナル者ヲ 証人トナシ 住所氏名熟知セサルモノヨリ 物品ヲ 買
取り又ハ 交換シタル 其証人ノ 住所氏名ヲモ 記載シ 且 警察官ノ
認可ヲ 受ケ 買取り又ハ 交換シタル トキハ 其旨ヲ 附記スヘシ

此ヶ條は 前條に 定められたる 買入讓受帳面に 記載方を 定められたるものあり
物品を 買入又ハ 交換し 相手方より 受取りたる ときは 其物品の名 模様 恰好員數代價は
申に及ばず 賣主讓主の 住所苗字名 前年月日 を 詳細に 第三號書式に 準シ 買入讓受帳に

記載せよとの 事あり
索性正しき 証人を 立させて 住所苗字名 前等を 確と 知らざるものより 物品を 買取り又
は 交換したるときは その 保証に 立ちたる 人の 住所苗字名 前の如く 詳細に 記し おくこ
と かり又 條例第四條に 據り 警察官より 買取り又ハ 交換しても 差問さる 趣の 認可を受
けたるときは 矢張 其趣を 悉しく 記し 置くこと かり

第十二條 賣渡 讓渡帳ニハ 第四號書式ニ 準シ 賣渡シ又ハ 讓渡シタル 物品
ノ 種類員數價額 年月日ヲ 記載スヘシ
其買主讓受主ヲ 詳ニスル 得タル 中又ハ 全業者ニ 賣渡シ 或ハ 讓
渡シタル 中ハ 其住所氏名ヲ 記載スヘシ

此ヶ條は 第十條に 定められたる 賣渡讓渡帳に 記載法を 示されたるものあり
古物商人 物品を 賣渡し 讓渡すときは 賣渡帳面に 第四號書式の 如く 其物品の 模様恰

好買數代價年月日を詳に記載するあり其の物品の買主又は讓受主を詳らかに知るこ
どか出來たときは其者の住所氏名を記し置くべきあり又企業の際に賣渡し讓渡すど
きは其企業者の住所氏名を記載せねば相成らざるあり

第十三條 物品ヲ寄藏シタル中ハ第五號書式ニ準シ其預ケ主ノ住所
氏名及ヒ物品ノ形狀員數ヲ記載シ寄藏シタル日ヨリ三日マテニ所
轄警察署又ハ分署へ届出ヘシ

但警察官ノ許可ヲ受ケタルモノハ本條ノ限ニアラス

此ケ條は他人より物品を預りたるるときは所轄警察署へ届出る事を定められたるもの
寄藏と云ふて他人より物品の預りたる場合に於てはその預りたる日より三日の間に
所轄警察署へ預け主の住所氏名及び物品の模様や員數を第五號書式に準ひ届出よと

の事あり分署の所轄内の營業者は其分署へ届出るあり
但條例第六條の場合の如き物品を預るにつき已に警察官の許可を受けたるものは別
段届出つるに及ばざるあり

第十四條 刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具ヲ賣渡シ又ハ讓渡シタル中
ハ第十二條ニ據リ其品質模様等ヲ詳記シ尙其買主又ハ讓受人ノ住
所氏名ヲ記載スヘシ

此ケ條は條例第八條の註解に述たる如く刀劍類を賣捌き又は讓渡すときは其賣先
讓渡先を一入嚴重にするため設けられたるものあり刀劍類や杖刀の如き物品を賣渡し
又は讓渡すときは第十二條に定められたる如く其品の恰好模様員數等を詳らかに賣
渡讓渡帳面に記載するあり而して其買主讓受主の住所氏名は是非記載せねば相成ら
ざるあり何とあれは其買主讓受主は條例第八條に依り賣渡し讓渡すときは必ず身元

等詳らかに承知の者おればあり

第十五條 特別取締ニ付セラレタルモノ其期限中ハ第十條ニ定メタ

ル買入帳及ヒ賣渡帳ヲ別ニ調製シ所轄警察署又ハ分署ノ檢印ヲ受ク
ヘシ

物品ヲ買取り又ハ交換シタル片ハ取締條例第十六條第一項ニ據リ
其賣主讓主ノ住所氏名年齢及ヒ物品ノ形状價額年月日時ヲ買入帳
ニ記載スヘシ

物品ヲ賣渡シ又ハ交換シタル片ハ全條第四項ニ據リ物品ノ形状價
額年月日時ヲ賣渡帳ニ記載シ其買主讓受主ノ住所氏名ヲ知り得タ
ル片又ハ全業者ニ賣渡シ或ハ讓渡シタル片ハ之ヲ記載スヘシ
前二項ノ記載例ハ第六號書式ニ準スヘシ

此ケ條は取締條例を違背し全條例第十五條に據り特別取締に付せられたる者の帳面
記載法を定められたるものあり

特別取締に付せられしときは其期限中用ゆる帳面則ち第十條に定められたる買入讓
受帳賣渡讓渡帳と全し様に拵へ所轄警察署へ差出し檢印を受けよとのことあり
分署の所轄からは分署の檢印を受くるあり

物品を買取り又は交換せしときは條例第十六條第一項の註解の如く詳かに買入帳に
記すヘシ

物品を賣渡し又は交換したるときは條例第十六條第四項の註解の如く讓渡帳に記す
へし尤も買主讓受主を知りたるときは勿論全業者に賣渡し讓渡すときは其住所氏名
を記しおくべきことあり

前二項の帳面記し方は第六號書式に準ひ認むヘシ

第十六條 物品ヲ他府縣下ニ運送セントスルハ又ハ他府縣ヨリ受取タルハ取締條例第九條ニ據リ所轄警察署へ可届出物品目錄ハ第七號書式ニ準スヘシ

他府縣ニ運送セントスルハ三日前ニ届出受取リタルハ其日ヨリ三日マテニ届出ヘシ

此ケ條は條例第九條に據り他府縣下の者と物品を取遣りするときは届出の手續を前記の如く行ふべし

凡そ物品を他府縣下の者と賣買交換し其物品を他府縣下の者へ運送せんとするときは又たは他縣下の者より受取りたるときは品物の目錄を第七號書式の如く製り所轄の警察署へ届出よとの事あり

他府縣へ物品を送る三日前に右の届をなすべし他府縣の者より物品を受取りたるは

きは其受取りたる日より三日までの内に届出よとの事あり

第十七條 許可ヲ受ケタル市場及ヒ賣主讓主ノ居宅ニ於テ物品ヲ買取リ交換スル際并ニ行商スルモノハ免許鑑札ヲ攜帶スヘシ
若シ親屬其他ノ者ヲシテ行商ヲ爲サシムルハ各自ニ鑑札ヲ受ケ之ヲ攜帶セシムヘシ

此ケ條は古物商人たるものは必ず免許鑑札を攜帶せよとの事あり

免許市場や賣主讓主の居宅に於て物品を買取るは勿論交換する場合に行商するときは必ず免許商人の証に鑑札を攜帶せねば相成らざるとの事あり若し免許商人の親屬や其他の者則ち雇人等の者をして行商するときはその人毎に免許鑑札を願ひ受けて攜帶致さすべしとの事あり

第十八條 前條市場ヲ設置セントスルモノハ第一條ノ手續ヲ以テ所

轉警察署へ出願許可ヲ受クヘシ

此ヶ條は市場を設くる手續を示されたるものあり

前の第十七條の市場を願わんとするときは第一條の手續 則組合取締連印戸長役場 郡區役所を経て所轄の警察署へ願出許可を受けよとの事あり

第十九條 市場ニ於テ賣買讓受及ヒ交換スルモノ并露店又ハ路傍ニ於テ販賣スルモノハ第一號雛形ニ倣ヒ木札ヲ製シ所轄警察署又ハ分署へ出願檢印ヲ受ケ之ヲ標出スヘシ

此ヶ條は市場并露店路傍に於て營業する者は看札の檢印を受け免許商人たることを証する手續を示されたるあり

市場に於て物品を賣買讓受又は讓渡す者并に露店や露傍に於て物品を賣渡す者は第一號の雛形の如く木の看札を拵へ所轄の警察署へ願出その看札に檢印を受けて市

場露店路傍に自分の物品を並へたる所へ標出せよとの事あり分署の所轄の者は分署

へ出願檢印を受くるあり

第二十條 古物商營業者ハ免許鑑札ヲ受クル外尙第貳號雛形ノ看板ヲ製シ所轄警察署又ハ分署ノ檢印ヲ受ケ店頭ニ掲クヘシ

此ヶ條は免許鑑札の外に板看札を拵へ檢印を受け營業者の店先には必らず掛けおけ

よとの事あり

古物商の免許鑑札は第十七條の如く商業のため徘徊するときは必ず攜帶するものあり本條の看札は第二號雛形の通り營業者に於て拵へ所轄の警察署へ差出し檢印を受け店先にて誰れも見ゆる所に掛置き假令店を開き物品を陳列せすとも免許商人たる事を証する者おれば必ず掛置くべきものと心得へし分署の所轄は分署へ差出し檢印を受けよとの事あり

第廿一條 前條ノ看板及ヒ第十九條木札ノ書換等ヲ要スル時ハ其事由ヲ詳記シ出願スヘシ

但廢業ノ節ハ消印ヲ受クヘシ

此ケ條は第二十條の看札及ヒ第十九條の木札を書直しするときは手續及ヒ廢業するときは看札木札の消印受け方を示されたるものあり

店先に掛けおく看札及露店市場等にて用ふる木札か古くありて見にくきときは又は名前を改めたり坏して書直しするときは其理由を認め所轄警察署又は分署へ願出て更に捺印を受くへしとの事あり

又た廢業するときは廢業届を差出し看札又は木札の消印を警察署又は分署にて受けよとの事あり

第二十二條 營業停止若クハ禁止ヲ受ケタルモノハ親屬又ハ他人ノ

名義ヲ以テ其業ヲ營ミ又ハ之ニ關與スルコトヲ得ス

此ケ條は條例第十九條に照らされ營業停止又は禁止を申渡されたる者種々の名目を附して營業せんとするも決して許されざるこの事を定められたるものあり

一年の間に二度條例を違背し古物商業を禁せられし者は勿論停止申渡されたる者は其期限内親類又は他人の名を以て商業を營み又は仲間の古物商人に雇われ坏して古物商に關する取引等を一切することか相成らざるあり

第二十三條 古物商取締條例及ヒ此細則ノ証人ハ左ノ各項ヲ具備シタルモノニ限ルヘシ

一年齡滿二十歲以上ノ者

一 賣主讓主交換主ノ住所氏名年齡ヲ詳知シタル者

一 白痴瘋癲ニアラサル者

一 贓罪或ハ偽証罪ニ依リ處刑ヲ受ケサル者

此ケ條は條例第四條第五條及ヒ細則中の証人とあるへき人の資格を定められたるものあり

凡て條例并に細則中証人を用ゆるときは左の四項中何れにても一項に抵觸する人を証人とする事か出來ざる次第あり

一 男女に係わらず歳二十年に充らざるもの

一 賣主讓主の住所や名前年齢杯の詳かに知らざるもの

一 白痴瘋癲あるもの

一 強盜竊盜詐欺取贓又は刑法第三百九十九條第四百一條并に偽証罪を犯して處刑を受けしもの

第二十四條 此規則ニ違犯シタル者古物商取締條例ニ明文アル外ハ

違警罪ノ處分ヲ受クヘシ

此ケ條は此細則を違背したる者を罰する事を定められたるものあり

此細則の廉々に違ふたる所業を怠したる者は取締條例の本文に觸るれば輕罪として輕罪裁判所へ廻されし上禁錮罰金の處分を受くるあれども條例に觸れず單に此細則のみに觸るれば違警罪として所轄警察署又は分署に於て科料又は拘留の處分を受くることあり營業者は能くよく注意すへき事にこそ

第一號書式

何々商(或ハ何屋營業)仕度候間免許鑑札御渡被下度此段奉願候也

何郡何町何番地身分

年月日

願人氏名印

明治何年何月
何年何ヶ月

組合取締氏名印

石川縣令姓名殿

第二號書式

別紙之通品觸御達有之ニ付至急御回達有之度候也

何郡何町

何々商組合取締

年月日

氏名印

何町 氏名殿

承認ノ者如斯記スヘシ
何月何日何時氏名へ回達ス印

全上

全上

追テ周尾ヨリ御返却有之度候也

第三號書式

何年何月何日買入 讓受

一何色縮緬女小袖

何枚

一同前項ニ似ヘ其品類ヲ記スヘシ

何枚

此價何程

一 黒塗八寸重箱

何箇

一同 前項ニ倣へ其品類ヲ記スヘシ

何箇

此價何程

メ 幾品

右 賣主何府何郡何町何番地氏名

証人アル并又ハ警察官ノ許可ヲ得テ買取又ハ讓受ケタル并ハ未

項ヲ左ノ如ク記スヘシ

右何府何郡何町何番地氏名ヲ証人トシ何府何郡何町何番地氏名ヨリ買

取又ハ讓受ク

又ハ

右買取リ又ハ讓受クルニ付警察官ノ認可ヲ受ク

第四號書式

何年何月何日 賣渡讓渡

一 何色縮緬女小袖

何枚

一同 前項ニ倣へ其品類ヲ記スヘシ

何枚

此價何程

一 黒塗八寸重箱

何箇

一同 前項ニ倣へ其品類ヲ記スヘシ

何箇

此價何程

メ 幾品

右何年何月何日何府何郡何村何番地氏名ヨリ買取リ又ハ讓受ケタル分

買主又ハ讓受主ヲ知り得タル并及ヒ同業者ニ賣渡シ或ハ讓渡シ

タル并ハ左ノ如ク記スヘシ

右何年何月何日何府何郡何村何番地氏名ヨリ証人アル并又ハ警察官ノ認可ヲ受ケ買取リ讓受ケタル并ハ

其理由ヲ買取リ又ハ讓受ケタル物品ノ處何府何郡何村何番地氏名ヘ賣

渡或ハ讓渡ス

第五號書式

預品御届

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

一同前項ニ做ヘ其品類ヲ記スヘシ

何枚

一黒塗八寸重箱

何箇

一同前項ニ做ヘ其品類ヲ記スヘシ

何箇

メ幾品

右何年何月何日火盜難保護ノ爲メト何府何郡何村何番地氏名ヨリ何年

何月何日マテ預リ候ニ付此段御届申上候也

何府何村何番地何商

年月日

氏名印

石川縣令姓名殿

第六號書式

(買入) 帳へ記載ノ例
(讓受)

何年何月何日何時 (買入)
(讓受)

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

但紋何々裏何々
何色袖口何々

此價何程

一同

何枚

但全

此價何程

一黒塗重箱

何箇

但何々塗蓋何々何々ノ紋
付又ハ何々ノ蒔繪アリ

此價何程

一同

何箇

但全

此價何程

メ幾品

右賣主何府何町何郡何番地氏名何年何ヶ月
讓主何縣何村何區

(賣渡) 帳へ記載ノ例
(讓渡)

何年何月何日何時 (賣渡)
(讓渡)

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

但紋何々裏何々
何色袖口何々

此價何程

一同

何枚

但全

此價何程

一黒塗重箱

何箇

但何々塗蓋何々何々ノ紋
付又ハ何々ノ蒔繪アリ

此價何程

一同

何箇

但全

此價何程

メ幾品

右何年何月何日何府何郡何村何番地氏名ヨリ買取リ又ハ讓受ケノ分

賣主又ハ讓受主ヲ知り得タル片又ハ同業者ニ賣渡シ或ハ讓渡シ

タル片ハ左ノ如ク記スヘシ

右何年何月何日何府何郡何村何番地氏名ヨリ(買取讓受)タル物品ノ處何府

何郡何村何番地氏名何年何ヶ月(賣渡讓渡)ス

第七號書式

物品(送致受取)目錄

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

但紋何々裏何々
何色袖口何々

一同

何枚

但同

一黒塗重箱

何箇

但何々塗蓋何々何々ノ紋
但付又ハ何々ノ蒔繪アリ

一同

何箇

但同

メ幾品

右ノ品々何月何日何府何郡何村何商氏名ヘ向ケ差立又ハ何月何日

何府何村何商ヨリ受取候間此段御届申上候也

何郡何村何番地何商

年月日

(送致人)氏名印

組合取締氏名印

石川縣令姓名殿

第壹號雛形

何府何郡何町何番地族籍
何縣何區何村
何々商姓
明治何年何月何年何月
何年何月
名

豎一尺五寸
巾五寸

第貳號雛形

何々商	姓	名
□ 警察署檢印		
□ 何々商		

豎三尺
橫八寸

(畢)

定價金八錢

明治十七年十二月廿四日御届
明治十八年二月十五日出版

石川縣士族

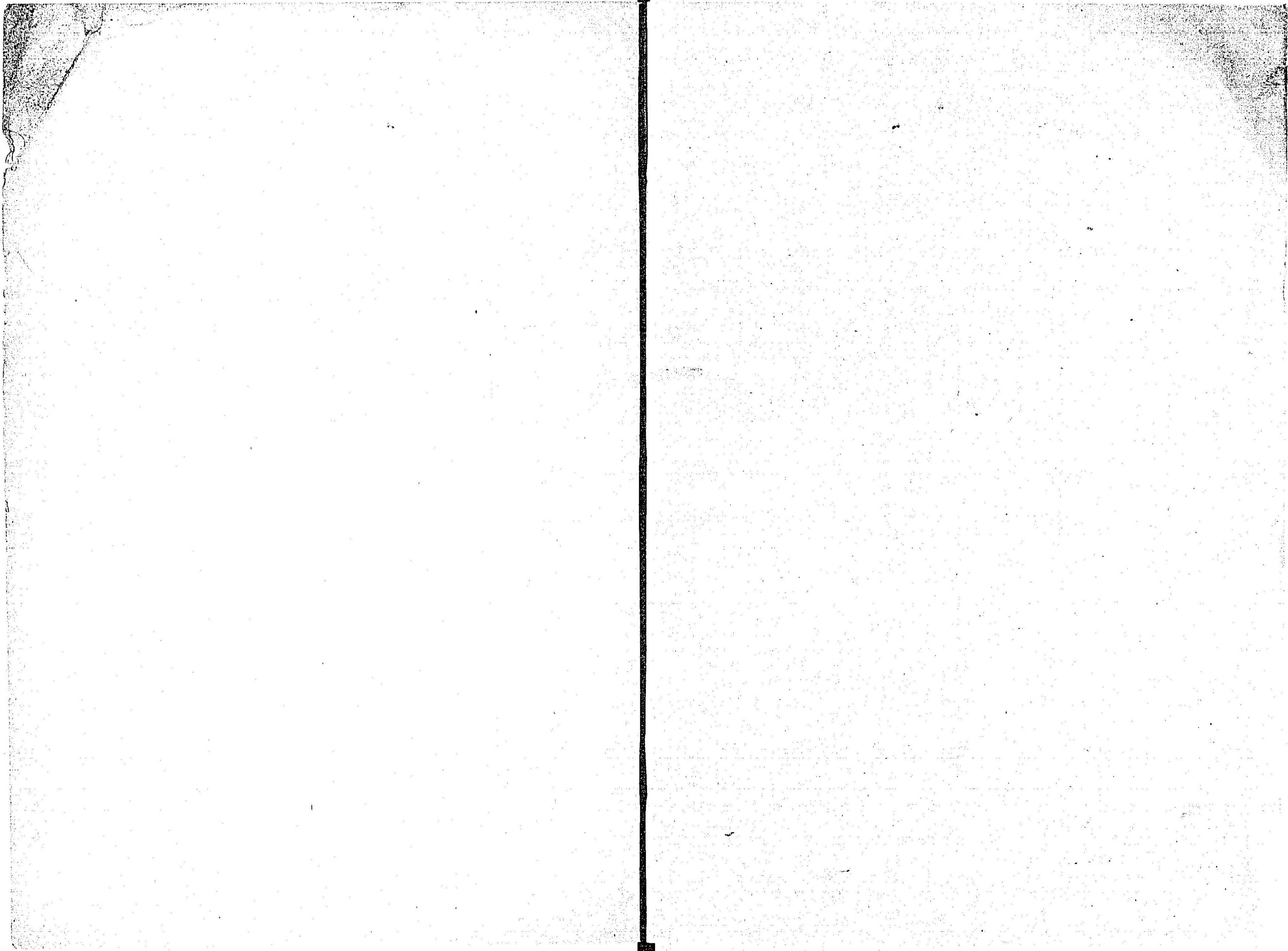
編輯人 齋川 貞次

石川縣金澤區油車三拾七番地

石川縣平民

出版人 吉本次郎兵衛

石川縣金澤區廣坂通十六番地



東 京 圖 書 館

新 書 門

十 部

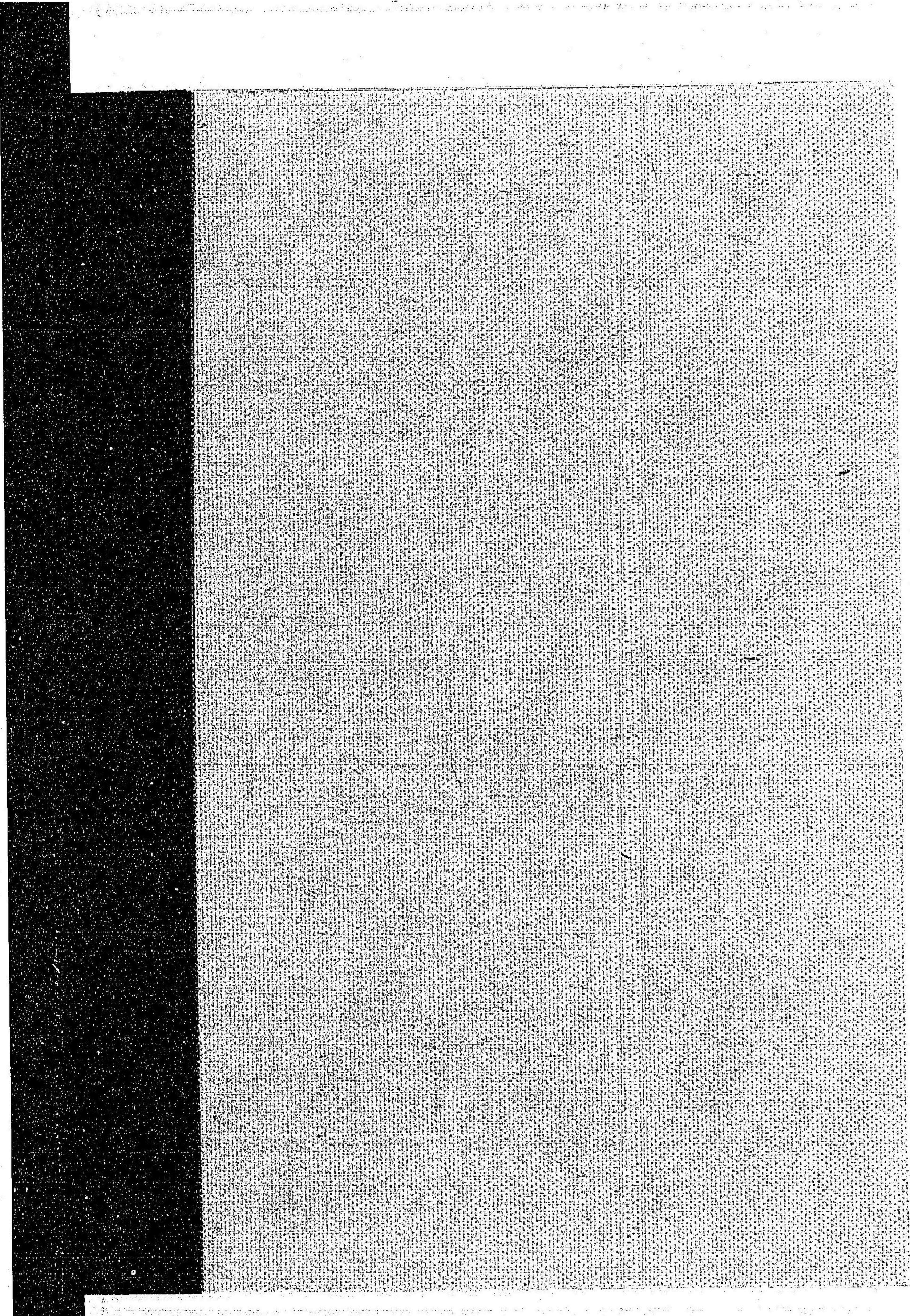
乙 類

函

架

號

冊



CZ
1351
48-05

古物商取締條例 並
石川縣 古物商取締細則
註解

国立国会図書館

禁電子式複写

033621-000-0

CZ-1351-48-05

古物商取締條例 並 石川県古物商取締細則註解

齋川 貞次 / 編

M18

BBK-0464

